

市町村事務の広域化等(意見等記載部分)

番号	意見等
1	<p>・納付金の算定方法や、国保運営方針について、各自治体の担当者レベルの意見交換の機会を早めに設けていただきたい。</p> <p>・広域化に向けて、他の県がどのような取組を行っているか等の情報収集及び分析を行ってほしい。</p>
2	<p>共通事務等に係る事務費については、保険料算定において、年齢構成・所得水準を反映させることなく、被保険者割等、実費相当により算定すること。また、事務費等、所得水準・年齢構成の影響を受けにくいものについては、保険料として算定するのではなく、共通事務費とし、各市町村から徴収する方法を検討していただきたい。(市町村一般会計からの事務費繰出基準の範囲であるものは、その予算となるように)</p>
3	<p>各種広報・キャンペーンについては現状のままでよいと回答したが、市町村ごとに独自で広報・キャンペーン等をしてよいのであれば、広域化等を実施してもよい。</p>
4	<p>【意見】</p> <p>・当初は市町村ごとの標準保険料率を参考に各市町村が保険料率を決定するとされているが、今後県内統一の保険料率となるように検討していただきたい。</p> <p>・小規模町村は他の業務との兼務も多く、現状でも大変厳しい状況であるため、広域化により事務量が増えることがないよう、できるだけ共同実施の事務を増やしていただきたい。</p> <p>・医療費の支払いについて、市町村からの委託により県から連合会に直接支払う方法が検討されているとのことですが、ぜひその方向で進めていただきたい。</p> <p>・県税務課特別滞納処分室(地方税法第48条関係)のように、保険料(税)悪質滞納者に対する収税対応をする専門部署を要望したい。</p> <p>【質問】</p> <p>・各市町村における滞納繰越分の保険税(料)の徴収の取扱は、県に納付金額に含めて納めるのか、別途追加として納めるのか。</p>